**WHY CHOOSE US**

**なぜALL RAHIM MANPOWER**

弊社の送り出し機関から日本国内で法人支店が日あり、全ての手続きは一本道で完了できます。

第三者（エジェント）が間に一切入れませんのでやり取り中問題なくスムーズで出来ます。

そして、大事なお客さんとの契約の手続きは全てを日本支社で行いますので当社利用した際にネパールに行く必要はありません

**なぜネパールなのか。。？**

ネパールの平均年齢は24.6歳で非常に多くの若者が日本への仕事を求めており、最も多い若い人材が就職先は日本を目的にしております。

ネパールは日本との親和性が高く、最も好まれる人材です。 働く意欲が高く、仏教の神様（ブッダ）はネパールで生まれ、9割以上が神信者であり心が優しい国民と言えています、識字率や教育水準が比較的高い若者が多く、今後の成長が見込まれるとして注目されています。国民のほとんどは神様を信じる心の優しい人です。、国民性的にもネパール人は日本人に近い。また識字率の高さや日本人や日本国への興味が多い為日本語の上達スピードの速さなど、高い教育水準を持った優秀な若者が多いのですが、自分が勉強した通り、自分のスキルに対して良い仕事に就けるチャンスが少なく、ほとんど外国への就職システム中日本で働きたい意欲を強く持っています。

**日本に行きたい理由と**

**働くことへの強いモチベーション**

1. 優秀な若者は多いが、いい仕事につけるチャンスが少ない、ネパールは農業大国の為、偏差値の高い大学を卒業し優秀であっても国内では就職先があまりないのが現状であります。
2. ネパールの現在の最低賃金は月額9,700ルピー（約9046.17円）となっており、日本と比べたら大分低いなので日本に来る動機が強い

上記の金額は平均額ですが田舎の農村部は未だ倍低い（3000円/月）のところもあります。

1. ネパールの過去5年間の履歴において、29.1％GDPは送金額に依存しております。

Chart, bar chart

Description automatically generated

**ネパール人の国民性**

1. 国民の9割が敬虔な仏教徒で、仏教文化が根付いている

徳を積むという考えの下、人のためになること・良いことを行う習慣が根付いています。  
また、家族を大切にするため愛情深く、おおらかな国民性です。

1. 心が純粋な人々が多く、勤勉で真面目、犯罪が少ない

ネパールは昼間は女性観光客でも一人歩きできるほど治安の良い国です。

1. 日本人と価値観が合う（謙譲の精神・身勝手な自己主張を避ける）

年上を敬う文化があり、年功序列を意識する習慣があります。

1. 農業人口が多く、忍耐力のある若者が多い

日本人に人気のない職業もネパール人には人気な職種であるケースがあります。

弊社の特色

*Icon

Description automatically generated*

日本において、きちんと実習を完遂 できるレベルの日本語学習を行います。 また、日本で生活していくための文化や 風習、規律などの実践的知識も学びます。

*Icon

Description automatically generated*

日本での生活の規律を学ぶため、全寮制にて他人との共同生活を通して 自己規律を学ばせます。その中で、皆で協力しあいながら、自国から離れても生活できるような知識、見識を学びます。

*Icon

Description automatically generated*

ネパール帰国後も自分自身の有望な将来を 築けるようなシュミレーション授業を 行ったり、将来に役立つような優良な 日本の企業及び職業を紹介します。

*Icon

Description automatically generated*

入国前までに、最低6ヶ月の学習期間を設定し、6段階のレベルに分かれた日本語カリキュラムを全員に修了させます。

*Icon

Description automatically generated*

自己成長を促すような道徳的価値観を 教えます。

*Icon

Description automatically generated*

日本支店よりずっと  
サポート致します。

ABOUT US

**私達に関して**

こんにちは、

大事な時間を使い、当サイトをご覧いただき誠にありがとうございます。

私たちは、ネパール政府認定送り出し機関でございます。

本社はネパールにあります。

日本のために、私たちはできる限り積極的かつ敏感に取り組んでいます。

私たちは最高のサービスを提供し、大切なお客様と永遠に良好な関係を築き、維持することを真剣に考えており、日本への支店を設置しています。

しかし、私たちは大切なお客様に日本支店からの取引や契約のために非常に優れたサービスを提供しています。

日本支社のCEOはネパール本社のCEOでもある為、次のステップや手続き中にについて心配する必要がありません。

当社は有料職業紹介事業、派遣事業、請負、登録支援機関等へアップグレードして行く予定となっておりますが日本労働局から許可を貰えると迄にはネパール国政府認定送り出し機関の日本支社として人材紹介のみの活動となります。

簡単の説明ですが当社の現時点での活動は以下のようになります。

Diagram

Description automatically generated

**WHAT IS THE SPECIFIC SKILL**

**特定技能とは。。？**

特定技能とは、2019年4月より導入された新しい制度です

**2018年12月の臨時国会において、在留資格「特定技能」の新設を柱とする「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が可決・成立し、2019年4月1日より人手不足が深刻な産業分野において「特定技能」での新たな外国人材の受入れが可能となりました。**

**この在留資格「特定技能」に係る制度とは、中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていくものです。**

下記の14業種の仕事は、単純労働を含むことから、これまでは外国人の雇用が難しい状況でした。しかし、これらの業種においても、少子高齢化の影響は非常に深刻で、国内では十分な人材が確保できないということから、外国人の就労を認める在留資格の創設が検討されることになりました。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 建設業 | 造船・舶用工業 | 自動車整備業 | 航空業 |
| 宿泊業 | 介護 | ビルクリーニング | 農業 |
| 漁業 | 飲食料品製造業 | 外食業 | 素形材産業 |
| 産業機械製造業 | 電気電子情報関連産業 |  |  |

2020年4月時点で特定技能の二国間協定を締結している国は、フィリピン、カンボジア、ネパール、ミャンマー、モンゴル、スリランカ、インドネシア、ベトナム、バングラデシュ、ウズベキスタン、パキスタン、タイ の12ヵ国です。

**特定技能の種類**

特定技能の在留資格には『特定技能1号』『特定技能2号』 の2種類があります。

### 特定技能1号とは。。？

### 特定技能1号は、特定産業分野において、相当程度の知識または経験を持つ外国人に向けた在留資格 です。特別な育成や訓練を受けることなく、すぐに一定の業務をこなせる水準であることが求められます。

そのため海外に住む外国人が特定技能1号の在留資格で来日するには、日本語スキルに加え、仕事に関する知識・経験に関しての試験に合格することが必要 となります。

特定技能１号の在留資格で日本に在留できる期間は通算5年、家族の帯同は認められていません。

特定技能1号は、就労ビザのひとつなので理論上は出身国の国籍を問わず取得することが可能（イランやトルコ等の一部の国籍を有する外国人については付与の除外対象）ですが、現状、特定技能評価試験の実施国は限られています。

### 特定技能2号とは。。？

特定技能2号は基本的に、特定技能1号の修了者が望んだ場合、次のステップとして用意されている在留資格 です。しかし、現状ではどの業種でも許可された実績は無く、2021年度に建設業と造船・舶用工業の2業種にて試験をスタートする予定となっています。

**特定技能者の採用までの流れ**

### 日本側

1. 企業より求人申込
2. 求人企業が契約・求職者情報閲覧可能に
3. 求人情報掲載
4. 求人企業が求職者にいいね！を押す
5. 面接・内定
6. FAX受領後、在日ネパール大使館へ申請
7. 地方入管へ在留資格申請
8. 在留資格証明書発行
9. 日本入国・配属

### ネパール側

1. 企業より求人申込受付
2. 求職者が当社に登録
3. 日本語テストまたは 日本語能力試験N4+特定技能評価試験合格者が求人情報にいいね！を押す
4. 面接待機
5. デマンドレター等をネパール政府に提出
6. 面接・内定
7. ビザ発給
8. 日本入国・配属

WHAT IS GINOU JISSYU

**技能実習制度とは。。？**

技能実習制度とは、開発途上国の人材に、日本の企業で、母国では習得困難な技能を習得してもらうための制度です。帰国後に習得した技能を活かし国の経済発展に活かしてもらうことを目的としています。

制度を振り返る際に押さえておくべきターニングポイントは、1993年、2009年、2017年、そして2019年年です。

まず、**外国人研修・技能実習制度として開始されたのが1993年**ですが、「研修」と付いていることからも窺えるように、現在よりも「教育」の要素が強い制度でした(1年目は完全に研修期間、そのうち1/3は座学とされていたため、現場での就労を禁止されていました)。

技術移転という理念には沿っていたと言えるかもしれませんが、実際には労働をしているにも関わらず「研修生」だからという理由で労働基準法に抵触するような扱いが平然と行われていることが問題視されるようになりました。

こういった状況を大きく変えたのが、**2009年の入管法改正**です。在留資格「技能実習」が設けられ、従来の研修期間がなくなったことで、入国当初から「技能実習」が可能となりました。現在の技能実習制度の原型がこの2009年入管法改正によって作られと言えるでしょう。

技能実習生も労働基準法の対象となり日本人労働者と同様に残業も認められるなど技能実習の「労働」の側面がクローズアップされたと言うこともできるかと思います。

次のターニングポイントが、（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(以下「技能実習法」という)が施行された2017年です(成立は2016年11月)。この法律によって外国人技能実習機構が設立され、技能実習生の保護、適正な実習の実施のための体制が一層強化されました。

技能実習計画の認定制、実習実施者の届出制、監理団体の許可制など厳格化された面もありますが、一方で、実習期間の延長(3年から5年)、対象職種の増加など、技能実習生自体を増やしていきたいという意図を見てとることもできます。

そして2019年4月施行の改正入管法により在留資格「特定技能」での受け入れが可能になったことで、技能実習制度は更に大きく変わっていくでしょう。技能実習法によって推進された技能実習生の保護や待遇の保証の強化はそのままに、「労働」の側面が薄れ、「研修・実習」という側面が再度押し出されるようになると予想されます。

現に、技能実習の計画認定の審査では、残業時間の規制が厳格にチェックされるようになってきています。あくまで「技能実習」は「技能の修得」という目的に沿ったものとなり、労働者を受け入れたい場合は「特定技能」で、という違いを明確にした運用が今後一般的になってくると想定されます。

では、現時点での実際の受け入れ状況はどうなっているのでしょうか？

今後「特定技能」への切り替えが想定されるとは言え、2019年10月末の統計では、まだ技能実習生として日本に在留している外国人の方は約38万人と多く、数ある在留資格の中でも目立って増え続けてることが分かります(技能実習生を労働力の補填として扱ってはならないことになっていますが、日本の労働力不足が背景にあることは間違いありません)。二国間協定や試験体制の不整備などで「特定技能」が思うように進んでない現状では、技能実習としての受け入れから外国人材活用をスタートさせるというのも仕方がないのかもしれません。

技能実習生を受け入れる実習実施者において技能実習計画を作成し、その**計画が適当であると認定を受けることによって技能実習生の受け入れが可能**になります。また、受け入れ前に認定を受けたとしても、実習中に法令違反が認められた場合等は認定が取り消されますので、適正に実習を行えるよう常に環境を整備することが求められます。確かに面倒臭い点も多いですが、監理団体の力も借りて、組織体制の改善をする良いきっかけとしている実習実施者もいらっしゃいますので、ポジティブに捉えていきましょう。

#### 

#### **在留資格区分**

技能実習制度は、入国後1年目の技能を修得する第1号技能実習と2、3年目の第2号技能実習、そして4、5年目の第3号技能実習とに分類されます。

在留資格でいうと、企業単独型が「技能実習1号~3号イ」、団体監理型が「技能実習1号~3号ロ」の合計6区分となります。

1号から2号、2号から3号へ移行する際に、それぞれ技能検定、技能実施評価試験を受験し、合格する必要があります。

**入社までの手続き**

## 実習生入国までの流れ

### 日本側

1. 技能実習生受け入れの申込
2. ネパール側でデマンドレター申請してから約1か月後、監理団体へネパール大使館よりFAXが届く  
   FAX受領後ネパール大使館へ監理団体と受け入れ企業に関する書類を申請。(※デマンドレター許可申請)
3. 外国人技能実習機構へ技能実習計画の提出
4. 外国人技能実習機構から技能実習計画の認定
5. 地方出入国在留管理局へ在留資格の交付申請
6. 地方出入国在留管理局から在留資格認定証明書の発行
7. ネパール大使館からデマンドレター許可の発行
8. 技能実習生入国、監理団体にて1か月研修を行い、受け入れ企業へ配属

### ネパール側

1. 技能実習生受け入れの申込の受付
2. 受け入れ企業による技能実習生採用面接、内定、雇用契約締結
3. 監理団体から送られたデマンドレターをネパール政府に申請  
   申請されたデマンドレターはネパール政府から在日ネパール大使館へ送られる
4. 外国人技能実習機構へ提出する技能実習計画書類を監理団体へ郵送
5. 在留資格認定証明書の発行を受け、在ネパール日本大使館にてビザ申請・発行
6. 技能実習生ネパール出国、監理団体にて1か月間研修を行い、受け入れ企業へ配属

**実習生の選抜方法**

A picture containing diagram

Description automatically generated

弊社はネパール国内の200以上の日本語学校、高等専門学校や教育機関と提携しており、卒業後に日本での 技能実習を希望する、専門的な技術や知識を身に着けた学生を 募集しております。 また弊社におきましても入校前に試験等を行い、適性のある学生を選抜しております。

**作業効率向上のための実習生の生活習慣の教育及び訓練体制**

Diagram

Description automatically generated

**弊社実習生の特徴**

毎日専門のトレーナーの指導の下、朝夕運動をして体力づくりをしたり、健康的で丈夫な身体を保っています。

N3-N5レベルの日本語を理解し、日常会話で 使用することができます。

時間厳守で責任感があり、きちんと職務を 遂行します。

勤勉で忍耐力があり、与えられた仕事の対して 一生懸命取り組みます。

常に笑顔で明るく、前向きな性格です。

仕事内容を理解し、柔軟に対応できる能力を 持っています。

**＜＜詳細はこちらへ＞＞**

WHAT IS TOROKU SIEN KIKAN

**「登録支援機関」とは**

特定技能の制度には「特定技能所属機関」と「登録支援機関」という２つの機関があります。特定技能所属とは、特定技能外国人を雇用する会社（受入れ機関）です。  
特定技能所属機関は、特定技能外国人の職場上、日常生活上、社会上の支援をしなければいけません。  
特定技能外国人の支援には専門的な内容もあるため、特定技能外国人を雇用する会社「特定技能所属機関」自身で実施するのは難しいというケースもあります。  
登録支援機関とは、特定技能所属機関に委託されて特定技能外国人の支援計画の作成・実施を行う機関です

Diagram

Description automatically generated

当社は、長年の人材サービスで培ったサポート能力で、特定技能外国人の受入れ機関を支援し、これからの日本の人材不足に貢献致します。

**【受入れ機関（＝特定技能所属機関）】**特定技能外国人を雇用する企業・団体のこと  
**【登録支援機関】**受入れ機関に代わって、特定技能外国人に支援計画を実施する企業・団体・個人のこと

外国人人材のスムーズな受け入れには、職務上・生活上の必要なサポートが必須です。  
法務省は、外国人への支援を実施する義務を、受入れ機関に課しています。  
いかに企業が、登録支援機関と連携して支援計画を実施できるかが、スムーズな受け入れの鍵です。  
以下に、登録支援機関の役割と、求められる支援計画の内容をみてみましょう。

## **登録支援機関の役割は？特定技能1号への支援計画の作成と実施**

登録支援機関の役割は、受入れ機関からの業務委託を受け、特定技能1号の外国人へ支援計画を実施することです。  
ここでは、特定技能1号とはなにか。また、求められる支援計画の内容についてご説明します。

**特定技能1号外国人とは1号と2号の違いを表で解説**

新たな在留資格である「特定技能」には、1号と2号というふたつの区分が存在します。それぞれの違いを、以下の表にまとめました。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **特定技能1号** | **特定技能2号** |
| 日本語能力試験 | 必要（ただし、技能実習2号修了生は免除） | 不要 |
| 技術水準試験 | 必要（ただし、技能実習2号修了生は免除） | 必要 |
| 滞在年数 | 最長で5年 | 制限なし |
| 家族帯同 | 不可 | 可能 |
| 支援計画 | 必須 | 不要 |
| 対象業種 | [特定産業分野の14分野](https://visanavi-law.com/column-specific-skills-contact.html) | 特定産業分野のうち、「建設」「造船・船用工業」の2種類のみ |

法務省の解説によれば、特定技能1号は「該当分野の相当程度の知識または経験を必要とする技能」を必要とする業務を行う外国人であり、特定技能2号は1号よりもさらに高度な熟練技術を要するものと定めています。  
申請条件の大きな違いは、**特定技能1号は日本語試験と技術試験の両方に合格しなければいけない**という点です。  
くわえて、家族帯同や滞在年数にも制限があります。2019年4月の特定技能ビザがスタートした時点では、受け入れは特定技能1号からはじまっています。また、特定技能1号の外国人人材を受け入れる企業・団体は、かならず支援計画を実施する必要があります。

**CONTACT US**

**お問い合わせ**

**支店**

**商号： ALL RAHIM MANPOWER PVT.LTD**

(株式会社　アルラヒム　マンパワー)

**住所:** 愛知県豊田市小坂本町1 - 5 - 5 YAMATO BLDG 2F

Tel. 050 6868 9165

Fax. 050 3452 5965

WEB: www.allhrm.com

E-MAIL: info@allhrm.com

**本社**

**住所：** Chandol-4,Chappalkarkana, Maharajgunj, Kathmandu, Nepal

**PHONE** +977 1 4444419

FAX: +977 1 4444429

**WEB:** [www.allrahimmanpower.com](http://www.allrahimmanpower.com)

**E-MAIL:**

**COMPANY`S PROFILE**

**会社概要**

**日本支社**

|  |  |
| --- | --- |
| **商号** | 株式会社アルラヒム　マンパワー |
| **所在地** | 〒471-0034  愛知県豊田市小坂本町1-5-5、YAMATO BLDG 2階  Tel. 050 6868 9165  Fax. 0503452 5965 |
| **代表取締役** | 山際　ジャン |
| **事業内容** | 送り出し機関の日本支社  業務請負業  冬虫夏草及びハーブの輸出入及び売買  自動車部品の輸出入及び売買 |
| **営業時間** | 9：00～12：00/13：00～17：30 (土日祝日・年末年始は休業日) |

**本社**

|  |  |
| --- | --- |
| **会社名** | ALL RAHIM MANPOWER PVT.LTD |
| **設立年月日** | 2017年2月13日 |
| **住所** | CHANDOL-4, KATHMANDU, NEPAL  TEL. +977 1 4444419  FAX. +977 1 4444429  E-MAIL. info@allrahimmanpower.com  WEB. www.allrahimmanpower.com |
| **代表取締役**  **(C E O)** | YAMAGIWA JYAN.  AMAR RAI.  RAJ BHAKTA NEMBANG. |
| **事業内容** | 労働者派遣業  有料職業紹介業  業務請負業  冬虫夏草及びハーブの輸出入及び売買  自動車部品の輸出入及び売買 |
| **資本金** | 4657.8万円 |
| **ライセンス** | ネパール国政府公認送出ライセンス **No. 1264/074/075** |

**MESSAGE FROM PRESIDENT**

**ご挨拶**

こんにちは、

大事な時間を使い、当サイトをご覧いただき誠にありがとうございます。

当社の代表取締役の山際ジャンと申します。

20年程の日本国内の人材ビシネスモデル、企業側のお悩みや求職者達の困り事などの勉強し、其々いろんな事の経験を詰めた上で世の中の厳しい人材ビジネスに対して求人側と求職者又は人材紹介側も皆様それぞれウィンウィンになるようなビジネスモデルを考えながら人材ビジネス業界中に入っております。

弊社の強みとしては

海外の送り出し機関から作用まで間に一切エイジェントが入れずに一本道でやりとしを完了となります。そして送り出し機関とのお付き合いや面談、などが全て日本国内登記している法人会社で行いますので安心や手続きの流れ的の早いとのことでおすすめております。

そして、労働法や外国人法の変動が激しい中様々な法律をしっかり守りながら問題を起こせず、スムーズにやり取りが出来る為弊社では弁護士の専門家や日本国内ではチーム中に二人専門行政書士も付いております安心と共に安全でも言えます。

今は外国人人材の紹介から初めておりますが将来的には全ての人材ビジネスとして皆様の力になるように頑張って行く予定でおります。

弊社は日本国内に法人支店がある為日本国内なら作用後のアフターサポートも実施致してします。

ここで人材を受け入れる企業様に一言でお願い致しますが、もうしかしたらうちらを利用したら今までの悩みや問題を解決することになるかもしれませんので是非お話を聞かせてください。

それから、人材紹介会社、協同組合や監理団体等との連携してからのビジネスモデルもございますので是非ご連絡ください。

求職者の皆様には、

一言ですが、弊社では無条件受付を実施しておりますのでいち早く連絡しください。

それでは、大事な時間を使い、当サイトをご覧いただき誠にありがとうございました。

皆さんの力になります様にお待ちしております。

**ビジョン**

弊社は、ネパール人青少年に心身の成長及び自立する機会を与えると共に 、 将来のキャリア形成を援助する組織を目指しています。我々は、高い日本語 能力を習得させ、日本文化について広い知識を持てるように候補生達を教育し、 勤勉で社会でも愛されるような立派なネパール人技能実習生を育成することを使命と 考えています。

以上。

**＜＜詳細はこちらへ＞＞**